（その１）　※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

千葉県選挙管理委員会 28.3.31 千選管 第　号

収支報告書（平成 27 年分）

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

（ふりがな）（にほんきょうさんとうちばけんいいんかい）

1　政治団体の名称　日本共産党千葉県委員会

2　主たる事務所の所在地　千葉市中央区新千葉3-16-15

3　代表者の氏名　浮揚　幸裕

4　会計責任者の氏名　松田　義明

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	
☑ 同一の都道府県の区域内	

問合せ先

（担当者）　大西　航

（電話）　043-241-4251

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☐ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名
・公職の種類
（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の有無	
☑	無
☐	有

（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類
（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意
（1）この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
（2）記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（3）提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
1 0 0 5 4 0	2 7	2 8 0 3 3 1	¥1,554,969

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				金額（十億 百万 千 円）
(1) 収入総額（①＋②）	0	1	0	392,448,709
①（前年からの繰越額）	0	2	0	7,093,300
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）	0	3	0	385,355,409
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0	374,900,742
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0	17,547,967

２．収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

(1) 個人の負担する党費又は会費

				金額（十億 百万 千 円）
金額 A	0	6	0	39,222,178
員数	0	7	0	94,107人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額（十億 百万 千 円）	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0	31,334,227	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0		内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0		内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）	1	2	0	31,334,227	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0		内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0		内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0	31,334,227	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 / 百万 / 千 / 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党中央委員会	21,417,431	H27.1.30	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7	
			〃	19,496,285	H27.2.27	〃	
			〃	19,099,802	H27.3.31	〃	
			〃	19,365,492	H27.4.30	〃	
			〃	18,349,404	H27.5.29	〃	
			〃	18,464,542	H27.6.30	〃	
			〃	20,280,234	H27.7.31	〃	
			〃	18,459,126	H27.8.31	〃	
			〃	23,815,463	H27.9.30	〃	
			〃	20,225,045	H27.10.30	〃	
			〃	18,359,926	H27.11.30	〃	
			〃	19,403,893	H27.12.30	〃	
8	0	0	この頁の小計	236,736,643			
9	0	0	合計 F				

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県中部地区委員会	798,042	H27.1.30	千葉市花見川区検見川町5-255-1	
			〃	769,123	H27.2.27	〃	
			〃	781,759	H27.3.31	〃	
			〃	745,558	H27.4.30	〃	
			〃	812,544	H27.5.29	〃	
			〃	840,982	H27.6.30	〃	
			〃	826,824	H27.7.31	〃	
			〃	830,764	H27.8.31	〃	
			〃	776,632	H27.9.30	〃	
			〃	864,079	H27.10.30	〃	
			〃	812,753	H27.11.30	〃	
			〃	832,599	H27.12.30	〃	
8	0	0	この頁の小計	9,691,659			
9	0	0	合計 F				

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県西部地区委員会	600,126	H27.1.30	船橋市二和東6-41-20	
			〃	542,943	H27.2.27	〃	
			〃	580,244	H27.3.31	〃	
			〃	499,117	H27.4.30	〃	
			〃	711,539	H27.5.29	〃	
			〃	560,390	H27.6.30	〃	
			〃	582,931	H27.7.31	〃	
			〃	597,144	H27.8.31	〃	
			〃	572,044	H27.9.30	〃	
			〃	642,301	H27.10.30	〃	
			〃	591,945	H27.11.30	〃	
			〃	656,914	H27.12.30	〃	
8	0	0	この頁の小計	7,137,638			
9	0	0	合計 F				

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県市川・浦安地区委員会			264,	115	H27.1.30	市川市八幡2-8-2	
			〃			260,	333	H27.2.27	〃	
			〃			255,	200	H27.3.31	〃	
			〃			258,	430	H27.4.30	〃	
			〃			266,	262	H27.5.29	〃	
			〃			258,	088	H27.6.30	〃	
			〃			236,	915	H27.7.31	〃	
			〃			277,	988	H27.8.31	〃	
			〃			235,	475	H27.9.30	〃	
			〃			304,	505	H27.10.30	〃	
			〃			253,	363	H27.11.30	〃	
			〃			314,	986	H27.12.30	〃	
8	0	0	この頁の小計			3,	185, 660			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 / 百万 / 千 / 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷地区委員会	400,149	H27.1.30	松戸市千駄堀1810-2	
			〃	397,310	H27.2.27	〃	
			〃	368,726	H27.3.31	〃	
			〃	358,823	H27.4.30	〃	
			〃	379,348	H27.5.29	〃	
			〃	380,052	H27.6.30	〃	
			〃	400,774	H27.7.31	〃	
			〃	367,734	H27.8.31	〃	
			〃	349,132	H27.9.30	〃	
			〃	392,849	H27.10.30	〃	
			〃	374,059	H27.11.30	〃	
			〃	449,179	H27.12.30	〃	
8	0	0	この頁の小計	4,618,135	／		
9	0	0	合計 F				

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県東葛地区委員会			619,	525	H27.1.30	柏市増尾台1-2-16	
			〃			391,	186	H27.2.27	〃	
			〃			491,	680	H27.3.31	〃	
			〃			376,	474	H27.4.30	〃	
			〃			441,	835	H27.5.29	〃	
			〃			628,	655	H27.6.30	〃	
			〃			407,	637	H27.7.31	〃	
			〃			511,	230	H27.8.31	〃	
			〃			438,	057	H27.9.30	〃	
			〃			506,	725	H27.10.30	〃	
			〃			599,	176	H27.11.30	〃	
			〃			1,410,	612	H27.12.30	〃	
8	0	0	この頁の小計			6,822,	792			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県印旛地区委員会			223,	141	H27.1.30	佐倉市鏑木町487-5	
			〃			179,	576	H27.2.27	〃	
			〃			201,	776	H27.3.31	〃	
			〃			165,	201	H27.4.30	〃	
			〃			237,	906	H27.5.29	〃	
			〃			184,	942	H27.6.30	〃	
			〃			200,	450	H27.7.31	〃	
			〃			195,	333	H27.8.31	〃	
			〃			169,	340	H27.9.30	〃	
			〃			202,	385	H27.10.30	〃	
			〃			178,	127	H27.11.30	〃	
			〃			239,	662	H27.12.30	〃	
8	0	0	この頁の小計			2, 377,	839			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 / 百万 / 千 / 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県北部地区委員会	180,780	H27.1.30	旭市ロ1404-1	
			〃	111,642	H27.2.27	〃	
			〃	98,051	H27.3.31	〃	
			〃	120,842	H27.4.30	〃	
			〃	186,198	H27.5.29	〃	
			〃	101,405	H27.6.30	〃	
			〃	103,830	H27.7.31	〃	
			〃	109,641	H27.8.31	〃	
			〃	82,555	H27.9.30	〃	
			〃	136,030	H27.10.30	〃	
			〃	108,034	H27.11.30	〃	
			〃	151,959	H27.12.30	〃	
8	0	0	この頁の小計	1,490,967			
9	0	0	合計 F				

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県東部地区委員会			249,	501	H27.1.30	茂原市高師571-6	
			〃			201,	929	H27.2.27	〃	
			〃			219,	082	H27.3.31	〃	
			〃			217,	169	H27.4.30	〃	
			〃			280,	758	H27.5.29	〃	
			〃			239,	986	H27.6.30	〃	
			〃			226,	386	H27.7.31	〃	
			〃			261,	910	H27.8.31	〃	
			〃			203,	941	H27.9.30	〃	
			〃			231,	026	H27.10.30	〃	
			〃			288,	973	H27.11.30	〃	
			〃			242,	626	H27.12.30	〃	
8	0	0	この頁の小計			2,	863, 287			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			日本共産党千葉県南部地区委員会	185,391	H27.1.30	木更津市新宿12-9	
			〃	158,658	H27.2.27	〃	
			〃	157,391	H27.3.31	〃	
			〃	137,566	H27.4.30	〃	
			〃	199,106	H27.5.29	〃	
			〃	173,958	H27.6.30	〃	
			〃	162,366	H27.7.31	〃	
			〃	154,991	H27.8.31	〃	
			〃	153,121	H27.9.30	〃	
			〃	173,741	H27.10.30	〃	
			〃	155,573	H27.11.30	〃	
			〃	164,991	H27.12.30	〃	
8	0	0	この頁の小計	1,976,853			
9	0	0	合計 F	276,901,473			

（その６）

（６）その他の収入

	摘要	金額（十億 百万 千 円）	収入年月日	備考
	政務調査費受託金	717,055	H27.1.30	日本共産党千葉県議団 千葉市中央区市場町1番1号
	〃	717,055	H27.2.27	〃
	〃	717,055	H27.3.31	〃
	〃	717,055	H27.4.30	〃
	〃	684,471	H27.5.29	〃
	〃	725,525	H27.6.30	〃
	〃	725,525	H27.7.31	〃
	〃	1,246,335	H27.8.31	〃
800	この頁の小計	6,250,076		
810	１件10万円未満のもの			
900	合計 G			

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件１０万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その６）

（６）その他の収入

			摘要	金額	収入年月日	備考
			供託金返還	3,000,000	H27.2.27	平成26年衆議院選挙 千葉県第２区分
			〃	3,000,000	〃	千葉県第４区分
			〃	3,000,000	〃	千葉県第５区分
			〃	3,000,000	〃	千葉県第６区分
			〃	3,000,000	〃	千葉県第７区分
			〃	3,000,000	〃	千葉県第８区分
			〃	3,000,000	〃	千葉県第９区分
			〃	3,000,000	〃	千葉県第１１区分
			〃	3,000,000	〃	千葉県第１２区分
			〃	3,000,000	〃	千葉県第１３区分
			土地・建物売却手付金	1,600,000	H27.12.28	いすみ市高谷字台畑
8	0	0	この頁の小計	31,600,000		
8	1	0	１件10万円未満のもの	47,455		→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。
9	0	0	合計 G	37,897,531		

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）				寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所	職業	備考
			加藤　英雄 〃	2,700,000 〃		柏市豊四季台2-1-42-204 〃	県議会議員	
				500,000 〃	H27.5.25 〃			
				1,200,000 〃	H27.7.25 〃			
				1,000,000 〃	H27.12.25 〃			
			丸山　慎一 〃	2,700,000 〃		船橋市本町7-21-6-709 〃	県議会議員	
				500,000 〃	H27.5.25			
				1,200,000 〃	H27.7.25			
				1,000,000 〃	H27.12.25			
			岡田　幸子	2,700,000		市川市八幡1-18-16	県議会議員	
				500,000	H27.5.25			
				1,200,000	H27.7.25			
				1,000,000	H27.12.25			
8	0	0	この頁の小計	8,100,000				
8	1	0	その他の寄附					
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			雨宮　正子	20,000		船橋市習志野台3-11-1-201	無職	
				10,000	H27.7.27			
				10,000	H27.12.22			
			飯塚　三夫	20,000		成田市玉造4-12-1	会社員	
				10,000	H27.2.4			
				10,000	H27.6.9			
			大槻　厚志	100,000		船橋市西習志野3-20-4	弁護士	
				50,000	H27.8.6			
				50,000	H27.12.17			
			金子　泰夫	24,800		四街道市大日470-16	無職	
				12,800	H27.7.31			
				12,000	H27.12.28			
8	0	0	この頁の小計	164,800				
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			黒川　高志	100,000	〃	栃木県下野市仁良川1507	会社員	
				50,000	H27.7.28			
				50,000	H27.12.26			
			小松　敦	102,400	〃	浦安市入船3-3-2	政党職員	
				62,800	H27.8.26			
				39,600	H27.12.26			
			酒井　健一	500,000	〃	千葉市中央区松波2-3-14	無職	
				200,000	H27.5.8			
				300,000	H27.12.21			
			酒井　洋子	500,000	〃	千葉市中央区松波2-3-14	無職	
				200,000	H27.11.16			
				300,000	H27.12.21			
8	0	0	この頁の小計	1,202,400	〃			
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	四野見　正敏	29,800	／	千葉市花見川区幕張町4-1814-1-312	会社員		
		20,000	H27.9.2				
		9,800	H27.12.24				
	鈴木　正彦	26,000	／	柏市藤心3-4-23	無職		
		13,000	H27.6.24				
		13,000	H27.12.16				
	高橋　貞夫	34,700	／	船橋市芝山2-5-5-508	無職		
		10,000	H27.4.30				
		24,700	H27.12.29				
	田村　秀樹	30,000	／	東京都葛飾区堀切7-23-11	団体職員		
		10,000	H27.7.29				
		20,000	H27.12.11				
800	この頁の小計	120,500	／				
810	その他の寄附		→	※ 下記注意(1)参照。			
900	合計		→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	土居　元良	70,000	／	船橋市本中山2-4-12	自営業		
		50,000	H27.7.6				
		20,000	H27.10.19				
	中丸　素明	40,000	／	千葉市緑区鎌取町273-182	弁護士		
		20,000	H27.8.3				
		20,000	H27.12.2				
	中村　日出丸	179,800	／	千葉市若葉区みつわ台2-47-3-104	無職		
		33,800	H27.4.26				
		146,000	H27.12.27				
	花井　左千子	60,000	／	習志野市大久保2-10-1	無職		
		30,000	H27.1.12				
		30,000	H27.12.31				
800	この頁の小計	349,800	／				
810	その他の寄附		→	※ 下記注意(1)参照。			
900	合計		→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	広瀬　清	45,700	／	松戸市高塚新田631-85	団体職員		
		18,000	H27.7.3				
		27,700	H27.12.26				
	古田　玲子	291,280	／	松戸市緑ヶ丘2-240	団体役員		
		90,000	H27.3.23				
		110,000	H27.7.9				
		41,280	H27.11.14				
		50,000	H27.12.25				
	細山　公子	100,000	／	船橋市飯山満町3-1519-1-601	医師		
		50,000	H27.5.7				
		50,000	H27.8.24				
800	この頁の小計	436,980					
810	その他の寄附		／	→ ※ 下記注意(1)参照。			
900	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	松田　義明	550,000	／	千葉市稲毛区園生町449-1-3-308	政党職員		
		200,000	H27.8.17				
		350,000	H27.12.25				
	松山　力	80,000	／	船橋市習志野1-7-21	無職		
		50,000	H27.10.23				
		30,000	H27.11.30				
	結城　久輔	294,650	／	千葉市美浜区高洲2-6-6-105	無職		
		40,000	H27.9.4				
		254,650	H27.12.26				
	横山　幹雄	25,000		松戸市大橋358-6	会社員		
		20,000	H27.9.2				
		5,000	H27.12.24				
800	この頁の小計	949,650					
810	その他の寄附		／ → ※ 下記注意(1)参照。				
900	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			吉元　伸	100,000	〃	船橋市前原西2-32-5	税理士	
				50,000	H27.8.8			
				50,000	H27.12.26			
			永井　出	90,600	〃	四街道市さつきヶ丘11-8	団体職員	
				37,600	H27.5.28			
				53,000	H27.12.2			
			瑞慶山　茂	20,000	〃	松戸市松戸728-7	弁護士	
				10,000	H27.8.3			
				10,000	H27.12.14			
			冨田　登喜子	16,800	〃	白井市谷田893	無職	
				9,200	H27.9.1			
				7,600	H27.12.28			
8	0	0	この頁の小計	227,400				
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			浮揚　幸裕	760,000	／	船橋市夏見2-5-6-402	政党役員	
				100,000	H27.4.2			
				100,000	H27.7.13			
				60,000	H27.12.15			
				500,000	H27.12.18			
			本原　康雄	86,600	／	印西市小倉台4-1-3-401	団体職員	
				52,350	H27.7.3			
				34,250	H27.12.26			
8	0	0	この頁の小計	846,600	／			
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	勝見　和弘	300,000	H27.7.7	成田市玉造5-12-4	無職		
	本島　勲	30,000	H27.7.25	我孫子市船戸3-2-5	無職		
	大前　健二	20,000	H27.7.28	埼玉県三郷市三郷1-18-34	会社員		
	越智　エミ	5,000	H27.8.1	茂原市千沢435-7	無職		
	曽我　浩	500,000	H27.7.23	千葉市稲毛区小中台町1288-6	自営業		
	川島　康男	10,000	H27.6.23	八千代市上高野1307-34	無職		
	根本　常男	30,000	H27.6.25	松戸市串崎南町132-8	税理士		
	池田　早智子	15,000	H27.7.13	柏市塚崎787-3	無職		
	梅原　文子	5,000	H27.7.9	柏市逆井4-22-4	無職		
	野村　武人	20,000	H27.7.31	君津市中野3-3-18	無職		
	佐久間　良和	30,000	H27.6.25	習志野市東習志野3-8-18	無職		
	坂巻　繁男	10,000	H27.8.24	野田市清水711-2	無職		
	大谷　貞夫	80,000	H27.12.5	千葉市花見川区宮野木台1-5-55	無職		
	前田　堅一郎	10,000	H27.12.10	市川市本北方2-3-9-404	無職		
	横山　威	30,000	H27.12.18	習志野市谷津7-7-63-101	無職		
800	この頁の小計	1,095,000					
810	その他の寄附						
900	合計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所		職業	備考
	林　園枝	5,000	H27.12.20	千葉市稲毛区長沼134		無職	
	佐藤　良治	5,000	H27.12.17	松戸市西馬橋5-33		自営業	
	山口　淳一	50,000	H27.12.26	東京都品川区豊町4-18-4-101		会社員	
	後藤　裕造	50,000	H27.12.28	佐倉市鏑木町2-9-16		弁護士	
	天野　秀三郎	3,000	H27.12.22	船橋市三山4-14-12		無職	
	馬場 信韶	30,000	H27.12.31	習志野市実籾町5-20-5		無職	
	中村　強	20,000	H27.7.15	木更津市長須賀9053		無職	
	高宮　三千子	1,000,000	H27.12.31	習志野市本大久保4-5-18		無職	
	和久　節子	20,000	H27.3.11	いすみ市沢部84		無職	
	和久　伸一	20,000	H27.5.28	いすみ市沢部84		無職	
	柴崎　春枝	30,000	H27.12.8	東金市日吉台6-15-10		無職	
	花井　透	80,000	H27.12.31	千葉市美浜区幸町1-11-1-203		医師	
	岡田　朝志	323,500	H27.12.22	四街道市大日487－2		医師	
	鈴木　ひとみ	143,600	H27.12.22	千葉市美浜区真砂3－13－6－919		会社員	
	石塚　俊彦	79,850	H27.12.22	千葉市稲毛区緑町1－16－20		会社員	
800	この頁の小計	1,859,950	／				
810	その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。				
900	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	渡辺　卓	98,000	H27.12.22	千葉市花見川区幕張町2－1010－49	会社員		
	加藤　久美	21,600	H27.12.22	千葉市花見川区朝日ヶ丘2－3－8－501	会社員		
	秋元　稔	49,600	H27.12.22	千葉市若葉区若松町2270	団体職員		
	松田　恵子	104,700	H27.12.22	千葉市稲毛区園生町449－1－3－308	看護師		
	本田　睦子	62,000	H27.12.22	印西市戸神台1－1　B301	看護師		
	小倉　毅	17,000	H27.12.2	千葉県栄町酒直604	農業		
	森吉　秀樹	33,800	H27.12.2	千葉県印旛郡酒々井町中央台3－1－8－502	団体職員		
	大木　伝一郎	13,000	H27.12.2	千葉県匝瑳市春海563－2	農業		
	小島　朋子	3,000	H27.12.2	千葉県八街市八街に53－219	団体職員		
	仁木　利則	200,000	H27.12.25	船橋市金杉台1-2-3-204	政党職員		
	佐藤　良太	14,100	H27.12.24	佐倉市上志津1816-2　レクセルプラザ志津801号	団体職員		
	似里　敬之	21,200	H27.12.24	市原市惣社1-12-201	団体職員		
	杉浦　裕子	14,300	H27.12.24	千葉市美浜区真砂5-16-5-516	団体職員		
	秋元　司	5,100	H27.12.24	千葉市若葉区桜木3-23-19	団体職員		
	田中　はるみ	14,400	H27.12.24	市川市中山4-11-5	団体職員		
800	この頁の小計	671,800					
810	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。			
900	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			児玉　亮佑	3,700	H27.12.24	船橋市八木が谷2-20-2	団体職員	
			中村　ひろ子	8,600	H27.12.24	千葉市花見川区検見川町3-432	団体職員	
			古瀬　健	7,000	H27.12.25	千葉市稲毛区小中台町365-123	無職	
			逸見　眞一	24,800	H27.12.22	船橋市松が丘4-52-5	会社員	
			守川　幸男	46,900	H27.12.24	市原市光風台1-331	弁護士	
			白井　幸男	62,700	H27.12.24	船橋市本町1-13-10-701	弁護士	
			藤野　善夫	51,700	H27.12.24	千葉市若葉区都賀の台4-25-5	弁護士	
			平形　慎吾	32,400	H27.12.9	船橋市丸山1-32-5	無職	
			浦　卓夫	45,500	H27.4.28	八千代市村上南5-8-6　レクセルグランデ勝田台303号	無職	
			小柴　玲子	37,200	H27.12.7	千葉市稲毛区小仲台7-3-1ルネ稲毛フォレスタ棟918号	無職	
			中村　敏夫	50,400	H27.12.9	千葉市花見川区検見川町3-316-26	無職	
			谷ヶ崎　温	28,600	H27.12.26	富里市日吉台3-7-1	無職	
			高石　正二	23,800	H27.4.30	佐倉市長熊392	無職	
			古林　昭七	12,800	H27.2.28	柏市加賀1-27-15	無職	
			前田　浩	31,200	H27.12.29	東金市宿618-4	政党職員	
8	0	0	この頁の小計	467,300				
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）					寄附者の区分	個人	
	寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	西沢　昭裕	7,200	H27.1.31	市原市郡山2-235	無職		
	上野　洋嗣	14,400	H27.7.28	八千代市大和田新田156-49	政党職員		
	小松　実	16,700	H27.12.25	千葉市花見川区西小中台5-14-202	無職		
	吉田　隆寛	35,600	H27.12.25	千葉市中央区都町2-2-20-201	政党職員		
	山崎　温之	17,200	H27.12.25	千葉市稲毛区天台3-14-2	政党職員		
	川俣　進	31,200	H27.12.26	船橋市高根台6-6-2　レクセルマンション1-620	政党職員		
	大西　航	150,000	H27.12.26	市川市大野町2-107-2-101	政党職員		
	木幡　充	25,000	H27.12.25	千葉市美浜区幸町2-16-7-101	政党職員		
	川副　邦明	250,000	H27.12.25	千葉市花見川区朝日ヶ丘3261にれの木台2-7-302	政党職員		
	寺尾　賢	1,000,000	H27.12.25	千葉市美浜区幸町2-21-5-702	県会議員		
	三輪　由美	1,000,000	H27.12.25	松戸市八ヶ崎2-13-5-701	県会議員		
	矢田　春代	8,200	H27.12.25	流山市向小金2-219-1-402	政党職員		
	菅原　功二	250,000	H27.12.25	千葉市美浜区高浜5-10-4	政党職員		
	平井　一隆	300,000	H27.12.25	大網白里市大網773-8	政党職員		
800	この頁の小計	3,105,500					
810	その他の寄附	11,736,547	→ ※ 下記注意(1)参照。				
900	合計	31,334,227	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その13-1）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項目					金額 十億	百万	千	円	備考
1 経常経費									
	(1) 人件費	0	1	0		68,	638,	719	
	(2) 光熱水費	0	2	0		1,	835,	778	
	(3) 備品・消耗品費	0	3	0		4,	043,	092	
	(4) 事務所費	0	4	0		17,	595,	005	
	小計 ((1)～(4))	8	0	0		92,	112,	594	
2 政治活動費					十億	百万	千	円	
	(1) 組織活動費	0	5	0		4,	355,	194	
	(2) 選挙関係費	0	6	0				0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0		17,	975,	858	
	（内訳）ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0				0	
	（内訳）イ 宣伝事業費	0	9	0		17,	975,	858	
	（内訳）ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0				0	
	（内訳）エ その他の事業費	1	1	0				0	
	(4) 調査研究費	1	2	0			554,	463	
	(5) 寄附・交付金	1	3	0		259,	902,	633	
	(6) その他の経費	1	4	0				0	
	小計 ((1)～(6))	8	0	1		282,	788,	148	うち本部・支部間の交付金合計 259,902,633 円
合計		9	0	0		374,	900,	742	

※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること

←(800)行と(801)行の合計を記載すること。

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その 14)、(その 15-1)及び(その 15-2)の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その 14)	政治活動費内訳書(その 15-1)	政治活動費内訳書(その 15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	不要 ※資金管理団体は必要		

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　組織対策費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附（支度金）			150,	000	H27.11.4	浅野　史子	市川市大洲3-20-7	
会費			90,	000	H27.5.2	原水爆禁止千葉県協議会	千葉市中央区院内2-1-1　千内ビル203	
〃			90,	000	H27.6.11	原水爆禁止千葉県協議会	千葉市中央区院内2-1-1　千内ビル203	
この頁の小計			330,	000				
その他の支出			3, 517,	224				
合計			3, 847,	224				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） (1) 組織活動費 2．選挙関係費 3．機関紙誌の発行事業費 4．宣伝事業費 5．その他の事業費 6．調査研究費 7．寄附・交付金 8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　行事費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場費	143,680	H27.1.29	青葉の森公園　芸術文化ホール	千葉市中央区青葉町977番1号	
〃	72,690	H27.6.29	青葉の森公園　芸術文化ホール	千葉市中央区青葉町977番1号	
この頁の小計	216,370				
その他の支出	0				
合計	216,370				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①　組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　渉外費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
仲介手数料	291,600	H27.12.28	株式会社ラーバン	東京都新宿区四谷2-12　まつもとビル	
この頁の小計	291,600				
その他の支出	0				
合計	291,600				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （宣伝用自動車の維持費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
自動車の整備・修理代	200,000	H27.4.2	平和モータース	市原市権現堂50-23	
この頁の小計	200,000				
その他の支出	0				
合計	200,000				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ ビラ等作成費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
看板代	210,000	H27.1.16	有限会社マニワ綜合企画	千葉市花見川区幕張町2-2486-2	
〃	234,900	H27.7.14	有限会社マニワ綜合企画	千葉市花見川区幕張町2-2486-2	
〃	404,028	H27.9.4	有限会社マニワ綜合企画	千葉市花見川区幕張町2-2486-2	
印刷代	584,000	H27.1.15	株式会社きかんし	東京都江東区辰巳2-8-21	
〃	651,391	H27.1.29	株式会社きかんし	東京都江東区辰巳2-8-21	
〃	1,500,000	H27.8.11	株式会社きかんし	東京都江東区辰巳2-8-21	
〃	928,417	H27.12.24	株式会社きかんし	東京都江東区辰巳2-8-21	
この頁の小計	4,512,736				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （ ビラ等作成費 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷代	1,702,202	H27.1.15	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	152,928	H27.1.16	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	3,000,000	H27.1.29	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	1,124,574	H27.4.30	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	1,687,121	H27.9.3	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
〃	2,052,202	H27.12.25	有限会社裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
撮影代	66,960	H27.5.11	クッキーナッツ・スタジオ株式会社	神奈川県川崎市川崎区堺町11-21-10F	
印刷代	518,616	H27.12.24	あかつき印刷株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2	
この頁の小計	10,304,603				
その他の支出	2,958,519				
合計	17,775,858				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　⑥．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　書籍購入費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	554,463				
合計	554,463				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦　寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　納付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億　百万　千　円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
納付金	3,880,176	H27.1.30	日本共産党中央委員会	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7	
〃	23,370,196	H27.2.27	〃	〃	
〃	3,509,781	H27.3.31	〃	〃	
〃	3,258,940	H27.4.30	〃	〃	
〃	3,960,286	H27.5.29	〃	〃	
〃	4,984,338	H27.6.30	〃	〃	
〃	4,850,473	H27.7.31	〃	〃	
〃	4,935,565	H27.8.31	〃	〃	
〃	3,418,673	H27.9.30	〃	〃	
〃	3,922,005	H27.10.30	〃	〃	
〃	3,793,429	H27.11.30	〃	〃	
〃	4,967,008	H27.12.30	〃	〃	
この頁の小計	68,850,870				
その他の支出	0				
合計	68,850,870				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

中

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦　寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	3,442,100	H27.1.30	日本共産党千葉県中部地区委員会	千葉市花見川区検見川町5-255-１	
〃	3,218,755	H27.2.27	〃	〃	
〃	3,250,181	H27.3.31	〃	〃	
〃	3,217,469	H27.4.30	〃	〃	
〃	3,151,753	H27.5.29	〃	〃	
〃	3,132,927	H27.6.30	〃	〃	
〃	3,136,394	H27.7.31	〃	〃	
〃	3,234,766	H27.8.31	〃	〃	
〃	3,167,550	H27.9.30	〃	〃	
〃	3,178,692	H27.10.30	〃	〃	
〃	3,176,222	H27.11.30	〃	〃	
〃	3,185,030	H27.12.30	〃	〃	
この頁の小計	38,491,839				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦　寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億　百万　千　円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	2,713,506	H27.1.30	日本共産党千葉県西部地区委員会	船橋市二和東6-41-20	
〃	2,572,446	H27.2.27	〃	〃	
〃	2,515,280	H27.3.31	〃	〃	
〃	2,512,344	H27.4.30	〃	〃	
〃	2,457,477	H27.5.29	〃	〃	
〃	2,456,779	H27.6.30	〃	〃	
〃	2,442,202	H27.7.31	〃	〃	
〃	2,438,730	H27.8.31	〃	〃	
〃	2,441,311	H27.9.30	〃	〃	
〃	2,446,610	H27.10.30	〃	〃	
〃	2,430,325	H27.11.30	〃	〃	
〃	2,432,011	H27.12.30	〃	〃	
この頁の小計	29,859,021				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	1,309,248	H27.1.30	日本共産党千葉県市川・浦安地区委員会	市川市八幡2-8-2	
〃	1,230,675	H27.2.27	〃	〃	
〃	1,236,009	H27.3.31	〃	〃	
〃	1,240,657	H27.4.30	〃	〃	
〃	1,212,686	H27.5.29	〃	〃	
〃	1,198,453	H27.6.30	〃	〃	
〃	1,197,275	H27.7.31	〃	〃	
〃	1,201,283	H27.8.31	〃	〃	
〃	1,204,026	H27.9.30	〃	〃	
〃	1,206,463	H27.10.30	〃	〃	
〃	1,204,448	H27.11.30	〃	〃	
〃	1,206,139	H27.12.30	〃	〃	
この頁の小計	14,647,362				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　⑦ 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	1,796,708	H27.1.30	日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷地区委員会	松戸市千駄堀1810-2	
〃	1,661,930	H27.2.27	〃	〃	
〃	1,651,267	H27.3.31	〃	〃	
〃	1,653,898	H27.4.30	〃	〃	
〃	1,668,141	H27.5.29	〃	〃	
〃	1,611,481	H27.6.30	〃	〃	
〃	1,616,490	H27.7.31	〃	〃	
〃	1,610,546	H27.8.31	〃	〃	
〃	1,622,960	H27.9.30	〃	〃	
〃	1,614,780	H27.10.30	〃	〃	
〃	1,607,090	H27.11.30	〃	〃	
〃	1,627,125	H27.12.30	〃	〃	
この頁の小計	19,742,416				
その他の支出					
合計					

※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦　寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	2,427,789	H27.1.30	日本共産党千葉県東葛地区委員会	柏市増尾台1-2-16	
〃	2,347,859	H27.2.27	〃	〃	
〃	2,276,554	H27.3.31	〃	〃	
〃	2,276,899	H27.4.30	〃	〃	
〃	2,218,178	H27.5.29	〃	〃	
〃	2,217,374	H27.6.30	〃	〃	
〃	2,214,869	H27.7.31	〃	〃	
〃	2,211,798	H27.8.31	〃	〃	
〃	2,213,242	H27.9.30	〃	〃	
〃	2,212,747	H27.10.30	〃	〃	
〃	2,208,472	H27.11.30	〃	〃	
〃	2,203,078	H27.12.30	〃	〃	
この頁の小計	27,028,859				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7) 寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	1,420,144	H27.1.30	日本共産党千葉県印旛地区委員会	佐倉市鏑木町487-5	
〃	1,136,805	H27.2.27	〃	〃	
〃	1,175,780	H27.3.31	〃	〃	
〃	1,312,625	H27.4.30	〃	〃	
〃	1,257,549	H27.5.29	〃	〃	
〃	1,252,592	H27.6.30	〃	〃	
〃	1,151,378	H27.7.31	〃	〃	
〃	1,233,744	H27.8.31	〃	〃	
〃	1,219,001	H27.9.30	〃	〃	
〃	1,219,555	H27.10.30	〃	〃	
〃	1,261,732	H27.11.30	〃	〃	
〃	1,550,709	H27.12.30	〃	〃	
この頁の小計	15,191,614				
その他の支出					
合計					

※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦ 寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	1,438,837	H27.1.30	日本共産党千葉県北部委員会	旭市ロ1404-1	
〃	1,165,352	H27.2.27	〃	〃	
〃	1,161,944	H27.3.31	〃	〃	
〃	1,158,112	H27.4.30	〃	〃	
〃	1,123,719	H27.5.29	〃	〃	
〃	1,098,160	H27.6.30	〃	〃	
〃	1,050,639	H27.7.31	〃	〃	
〃	1,122,019	H27.8.31	〃	〃	
〃	1,125,465	H27.9.30	〃	〃	
〃	1,124,481	H27.10.30	〃	〃	
〃	1,141,044	H27.11.30	〃	〃	
〃	1,143,256	H27.12.30	〃	〃	
この頁の小計	13,853,028				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦　寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	1,980,566	H27.1.30	日本共産党千葉県東部地区委員会	茂原市高師571-6	
〃	1,800,950	H27.2.27	〃	〃	
〃	1,760,026	H27.3.31	〃	〃	
〃	1,809,853	H27.4.30	〃	〃	
〃	1,758,251	H27.5.29	〃	〃	
〃	1,756,307	H27.6.30	〃	〃	
〃	1,768,827	H27.7.31	〃	〃	
〃	1,802,670	H27.8.31	〃	〃	
〃	1,761,783	H27.9.30	〃	〃	
〃	1,774,002	H27.10.30	〃	〃	
〃	1,705,322	H27.11.30	〃	〃	
〃	1,765,316	H27.12.30	〃	〃	
この頁の小計	21,443,873				
その他の支出					
合計					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦　寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億　百万　千　円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	1,132,997	H27.1.30	日本共産党千葉県南部地区委員会	木更津市新宿12-9	
〃	900,069	H27.2.27	〃	〃	
〃	743,557	H27.3.31	〃	〃	
〃	980,639	H27.4.30	〃	〃	
〃	867,511	H27.5.29	〃	〃	
〃	900,639	H27.6.30	〃	〃	
〃	831,928	H27.7.31	〃	〃	
〃	861,122	H27.8.31	〃	〃	
〃	909,516	H27.9.30	〃	〃	
〃	1,023,506	H27.10.30	〃	〃	
〃	850,502	H27.11.30	〃	〃	
〃	791,765	H27.12.30	〃	〃	
この頁の小計	10,793,751				
その他の支出	0				
合計	191,051,763				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
				十億 百万 千 円				
			納付金	3,880,176	H27.1.30	日本共産党中央委員会	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7	
			〃	23,370,196	H27.2.27	〃	〃	
			〃	3,509,781	H27.3.31	〃	〃	
			〃	3,258,940	H27.4.30	〃	〃	
			〃	3,960,286	H27.5.29	〃	〃	
			〃	4,984,338	H27.6.30	〃	〃	
			〃	4,850,473	H27.7.31	〃	〃	
			〃	4,935,565	H27.8.31	〃	〃	
			〃	3,418,673	H27.9.30	〃	〃	
			〃	3,922,005	H27.10.30	〃	〃	
			〃	3,793,429	H27.11.30	〃	〃	
			〃	4,967,008	H27.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	68,850,870				
9	0	0	合計					

中

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
				十億 百万 千 円				
			交付金	3,442,100	H27.1.30	日本共産党千葉県中部地区委員会	千葉市花見川区検見川町5-255-1	
			〃	3,218,755	H27.2.27	〃	〃	
			〃	3,250,181	H27.3.31	〃	〃	
			〃	3,217,469	H27.4.30	〃	〃	
			〃	3,151,753	H27.5.29	〃	〃	
			〃	3,132,927	H27.6.30	〃	〃	
			〃	3,136,394	H27.7.31	〃	〃	
			〃	3,234,766	H27.8.31	〃	〃	
			〃	3,167,550	H27.9.30	〃	〃	
			〃	3,178,692	H27.10.30	〃	〃	
			〃	3,176,222	H27.11.30	〃	〃	
			〃	3,185,030	H27.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	38,491,839				
9	0	0	合計					

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金	2,713,506	H27.1.30	日本共産党千葉県西部地区委員会	船橋市二和東6-41-20	
			〃	2,572,446	H27.2.27	〃	〃	
			〃	2,515,280	H27.3.31	〃	〃	
			〃	2,512,344	H27.4.30	〃	〃	
			〃	2,457,477	H27.5.29	〃	〃	
			〃	2,456,779	H27.6.30	〃	〃	
			〃	2,442,202	H27.7.31	〃	〃	
			〃	2,438,730	H27.8.31	〃	〃	
			〃	2,441,311	H27.9.30	〃	〃	
			〃	2,446,610	H27.10.30	〃	〃	
			〃	2,430,325	H27.11.30	〃	〃	
			〃	2,432,011	H27.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	29,859,021				
9	0	0	合計					

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金	1,309,248	H27.1.30	日本共産党千葉県市川・浦安委員会	市川市八幡2-8-2	
			〃	1,230,675	H27.2.27	〃	〃	
			〃	1,236,009	H27.3.31	〃	〃	
			〃	1,240,657	H27.4.30	〃	〃	
			〃	1,212,686	H27.5.29	〃	〃	
			〃	1,198,453	H27.6.30	〃	〃	
			〃	1,197,275	H27.7.31	〃	〃	
			〃	1,201,283	H27.8.31	〃	〃	
			〃	1,204,026	H27.9.30	〃	〃	
			〃	1,206,463	H27.10.30	〃	〃	
			〃	1,204,448	H27.11.30	〃	〃	
			〃	1,206,139	H27.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	14,647,362				
9	0	0	合計					

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金	1,796,708	H27.1.30	日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷委員会	松戸市千駄堀1810-2	
			〃	1,661,930	H27.2.27	〃	〃	
			〃	1,651,267	H27.3.31	〃	〃	
			〃	1,653,898	H27.4.30	〃	〃	
			〃	1,668,141	H27.5.29	〃	〃	
			〃	1,611,481	H27.6.30	〃	〃	
			〃	1,616,490	H27.7.31	〃	〃	
			〃	1,610,546	H27.8.31	〃	〃	
			〃	1,622,960	H27.9.30	〃	〃	
			〃	1,614,780	H27.10.30	〃	〃	
			〃	1,607,090	H27.11.30	〃	〃	
			〃	1,627,125	H27.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	19,742,416				
9	0	0	合計					

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額（十億 / 百万 / 千 / 円）	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金	2,427,789	H27.1.30	日本共産党千葉県東葛地区委員会	柏市増尾台1-2-16	
				2,347,859	H27.2.27	〃	〃	
			〃	2,276,554	H27.3.31	〃	〃	
			〃	2,276,899	H27.4.30	〃	〃	
			〃	2,218,178	H27.5.29	〃	〃	
			〃	2,217,374	H27.6.30	〃	〃	
			〃	2,214,869	H27.7.31	〃	〃	
			〃	2,211,798	H27.8.31	〃	〃	
			〃	2,213,242	H27.9.30	〃	〃	
			〃	2,212,747	H27.10.30	〃	〃	
			〃	2,208,472	H27.11.30	〃	〃	
			〃	2,203,078	H27.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	27,028,859				
9	0	0	合計					

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			交付金	1,420,144	H27.1.30	日本共産党千葉県印旛地区委員会	柏市増尾台1-2-16	
			〃	1,136,805	H27.2.27	〃	〃	
			〃	1,175,780	H27.3.31	〃	〃	
			〃	1,312,625	H27.4.30	〃	〃	
			〃	1,257,549	H27.5.29	〃	〃	
			〃	1,252,592	H27.6.30	〃	〃	
			〃	1,151,378	H27.7.31	〃	〃	
			〃	1,233,744	H27.8.31	〃	〃	
			〃	1,219,001	H27.9.30	〃	〃	
			〃	1,219,555	H27.10.30	〃	〃	
			〃	1,261,732	H27.11.30	〃	〃	
			〃	1,550,709	H27.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	15,191,614				
9	0	0	合計					

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
				十億 百万 千 円				
			交付金	1,438,837	H27.1.30	日本共産党千葉県北部地区委員会	旭市口1404-1	
			〃	1,165,352	H27.2.27	〃	〃	
			〃	1,161,944	H27.3.31	〃	〃	
			〃	1,158,112	H27.4.30	〃	〃	
			〃	1,123,719	H27.5.29	〃	〃	
			〃	1,098,160	H27.6.30	〃	〃	
			〃	1,050,639	H27.7.31	〃	〃	
			〃	1,122,019	H27.8.31	〃	〃	
			〃	1,125,465	H27.9.30	〃	〃	
			〃	1,124,481	H27.10.30	〃	〃	
			〃	1,141,044	H27.11.30	〃	〃	
			〃	1,143,256	H27.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	13,853,028				
9	0	0	合計					

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
				十億 百万 千 円				
			交付金	1,980,566	H27.1.30	日本共産党千葉県東部地区委員会	茂原市高師571-6	
			〃	1,800,950	H27.2.27	〃	〃	
			〃	1,760,026	H27.3.31	〃	〃	
			〃	1,809,853	H27.4.30	〃	〃	
			〃	1,758,251	H27.5.29	〃	〃	
			〃	1,756,307	H27.6.30	〃	〃	
			〃	1,768,827	H27.7.31	〃	〃	
			〃	1,802,670	H27.8.31	〃	〃	
			〃	1,761,783	H27.9.30	〃	〃	
			〃	1,774,002	H27.10.30	〃	〃	
			〃	1,705,322	H27.11.30	〃	〃	
			〃	1,765,316	H27.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	21,443,873				
9	0	0	合計					

（その16）

（4）　本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
				十億 百万 千 円				
			交付金	1,132,997	H27.1.30	日本共産党千葉県南部地区委員会	木更津市新宿12-9	
			〃	900,069	H27.2.27	〃	〃	
			〃	743,557	H27.3.31	〃	〃	
			〃	980,639	H27.4.30	〃	〃	
			〃	867,511	H27.5.29	〃	〃	
			〃	900,639	H27.6.30	〃	〃	
			〃	831,928	H27.7.31	〃	〃	
			〃	861,122	H27.8.31	〃	〃	
			〃	909,516	H27.9.30	〃	〃	
			〃	1,023,506	H27.10.30	〃	〃	
			〃	850,502	H27.11.30	〃	〃	
			〃	791,765	H27.12.30	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計	10,793,751				
9	0	0	合計	259,902,633				

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無	備考
ア　土地	0	1	0	☑	☐	
イ　建物	0	2	0	☑	☐	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	☑	☐	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	☐	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	☐	☑	
キ　有価証券	0	7	0	☐	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☐	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分	（該当する項目に○） (01) 土地　04 動産　07 有価証券　10 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金				
			摘要	金額				年月日	備考
				十億	百万	千	円		
			千葉市中央区登戸３３３番		2,	889,	190	1961. 9. 25	146. 12㎡
			いすみ市高谷字台畑		25,	000,	000	1984. 2. 27	7, 466. 62㎡
			840. 841. 842. 843. 844. 845. 849. 853. 855. 856. 858番						
			いすみ市高谷字台畑			944,	515	1999. 2. 4	858. 65㎡
			８５７番２、８５７番3、８５７番4、８５７番5						
8	0	0	この頁の小計		28,	833,	705		
9	0	0	合計		28,	833,	705		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分	（該当する項目に○） 01 土地　04 動産　07 有価証券　10 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金		
			摘要		金額	年月日	備考
			千葉市中央区新千葉3-16-15		30,000,000	1961.9.25	485.35㎡
			いすみ市高谷字台畑840-37		28,000,000	1992.9.1	165.05㎡
8	0	0	この頁の小計		58,000,000		
9	0	0	合計		58,000,000		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 01 土地　(04) 動産　07 有価証券　10 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金

	摘要	金額	年月日	備考
	宣伝車	5,559,260	H22.8.5	宣伝車1台
800	この頁の小計	5,559,260		
900	合計	5,559,260		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☐ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「☐」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 28 年 3 月 31 日

政治団体の名称　**日本共産党千葉県委員会**

会計責任者の氏名　**松田　義明**　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要